

生命保障について

死亡保障

- ①譲渡日より1か月以内に先天性疾患により死亡した場合
又は飼育に困難を要する重度な疾患が発見された場合には、100%代犬保証いたします。(譲渡日より1か月保証)
- ②譲渡日より2週間以内に明らかな当方のミスによる感染症の発症により死亡した場合には代犬保証いたします。
(パルボ・ジステンバー) (譲渡日より2週間保証)

尚 下記に該当する場合は保証されません。

- 1) 飼い主および第三者からによる故意、過失による死亡。
(低血糖、低蛋白、ストレスなどで起こる腸炎、腸内寄生虫、外部寄生虫、内部寄生虫、ウイルス原虫に関する保証は出来ません)
- 2) 獣医師の治療を受けなかった場合に死亡。又、当方の指示に従わなかった為に死亡した場合。
- 3) 天災・事故による死亡、逃亡、及び盗難。
- 4) 犬舎、自宅からの逃走による行方不明。並びに盗難によって行方不明の場合。
- 5) 保証請求に対して、虚偽の申告があった場合。
- 6) 契約者以外からの保証請求。
- 7) 伝染病による死亡と獣医師が判断した場合でも、第三者による病原菌の検査を実施し、結果を報告及び提出しなかった場合。
- 8) お客様の意思でお渡し前にワクチン接種を断られた場合。
- 9) 輸送中の事故による死亡。(この場合、輸送業者とご相談ください)
- 10) 業者・ブリーダー間の取引は、基本的にノークレーム・ノーリターンです。

2 保証請求

保証対象犬死亡確認後、2日以内に等犬舎へ書面で報告し、当犬舎確認の上、死亡の日を含めて1週間以内に獣医師発行の死亡診断書を添えて手続きを行って下さい。その際 2件以上の医師の診断書と死亡写真の添付をお願いいたします。

上記2点が揃えられない場合は、保証致しかねます。* 感染症と診断された場合は第三者による病原菌検査結果も合わせてご提出下さい。

3 その他

- ① 子犬死亡時、慰謝料その他に付随する事柄は全て保証対象外です。
- ② 保証は代犬の提供を行うものであり、治療費の保証及び金銭による保証は致しません。又、損害賠償等一切お支払い出来ません。動物医療保険を飼い主(契約者)様負担でご加入ください。
- ③ 生体に付いては、代犬に相当する犬がいない場合、出産状況によりお待ち頂く場合もございます。
- ④ 当方には保証期間満了後も1年間、保証に関する調査権を有し、不正請求の事実が判明した場合は代犬の評価額とその差額及び、調査、回収の為に要した経費を飼育者(契約者)に対して請求することが出来るものとする。
- ⑤ 子犬お渡し後、成長過程において生じた変化(噛み合わせ・毛色・サイズ・睾丸・性格・膝蓋骨脱臼・股関節形成不全など)は子犬の時点では予測不可能なため、クレーム・交換・買い戻し等は一切お断りさせていただきます。
- ⑥ 上記契約書の規定の無い事項については、信義誠実の原則の下、両当事者が協議して円満に解決するものとする。万一、裁判所の調停を必要とする場合 若しくは訴訟になった場合には、販売店舗の地域を管轄する地方裁判所となります。

当方の保証は上記のように死亡保証となります。

治療費等一切お支払い出来ませんのでご了承ください。

お引き渡し日より1ヶ月間100%治療費が保証されるアニコム損保の動物保険へのご加入をお勧め致します。